

○東御市福祉医療費給付金条例

平成 16 年 4 月 1 日

条例第 95 号

(目的)

第 1 条 この条例は、乳幼児、児童、障害者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子が療養の給付又は療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)を受けたときに福祉医療費給付金(以下「給付金」という。)を支給することにより、早期適切な受療と医療費の家計への負担軽減を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 出生の日から 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。
- (2) 児童 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。
- (3) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(以下「身体障害者手帳交付者」という。)のうち、障害等級が 3 級以上に該当するもの
 - イ 療育手帳交付要綱(昭和 50 年長野県告示第 192 号)の規定に基づき療育手帳の交付を受けた者(以下「療育手帳交付者」という。)
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(以下「精神障害者保健福祉手帳交付者」という。)
 - エ アからウまでに掲げる者のほか、国民年金法施行令(昭和 34 年政令第 184 号)別表に定める程度の障害の状態にある者(以下「国民年金別表該当者」という。)
- (4) 母子家庭の母子等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子であつて、現に 18 歳未満の児童又は 18 歳以上 20 歳未満で高等学校その他市長が認める施設に在学若しくは在校中の者(高等学校を卒業した者を除く。以下「18 歳未満の児童等」という。)を扶養しているもの(以下「母子家庭の母」という。)
 - イ アに掲げる者に扶養されている 18 歳未満の児童等(以下「母子家庭の子」という。)
 - ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第 3 条に規定する父母のない児童のうち、18 歳未満の児童等(以下「父母のない児童」という。)
- (5) 父子家庭の父子 次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 2 項に規定する配偶者のない男子であつて、現に 18 歳未満の児童等を扶養しているもの(以下「父子家庭の父」という。)
- イ アに掲げる者に扶養されている 18 歳未満の児童等(以下「父子家庭の子」という。)
- (6) 医療費 次の医療保険について定めた各法律(以下「医療保険各法」という。)の規定に基づく療養に要した費用をいう。
- ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- イ 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- ウ 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
- エ 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- オ 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
- カ 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
- (7) 保険医療機関等 医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員及び被扶養者(以下「被保険者等」という。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定に基づく医療等を受けることができる者(以下「後期高齢者医療被保険者」という。)に対する療養の給付等を取り扱うことができる病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等をいう。
- (8) 協力医療機関等 保険医療機関等のうち、支給対象者が提示する受給者証により受給者資格を確認した者の療養の給付等に要した費用等の情報を長野県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)が定める方法により国保連へ提供する事務及び市長が別に定める医療費貸付制度の運用に関する事務の実施について市長と契約等を締結したものをいう。
- (9) 診療報酬明細書等 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和 51 年厚生省令第 36 号)の規定に基づく診療報酬明細書及び調剤報酬明細書、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(平成 4 年厚生省令第 5 号)の規定に基づく訪問看護療養費明細書及び医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養費又は医療費に係る支給申請書(柔道整復師の施術料に係るものを含み、療養の給付等に付随するものを除く。)をいう。

(支給対象者)

第 3 条 給付金は、前条第 1 号から第 5 号までに規定する者(これらの 2 以上に該当する者については、いずれか一に限る。)で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。

- (1) 市内に住所を有する者(市内に居住している者であつて、特別の事情によりその者が住所を有することができないことについて市長が承認したものを含む。)
- (2) 市外に所在する特定施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 19 条第 3 項並びに附則第 4 条、附則第 18 条第 1 項

及び第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。)に入所する障害者のうち、[同法第19条第3項](#)の規定により市長が支給決定を行うもの

- 2 [前項](#)の規定にかかわらず、[次の各号](#)に掲げる者については、給付金の支給対象としない。
 - (1) 特定施設に入所する障害者のうち、[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項](#)の規定により他市町村長が支給決定を行う者
 - (2) [生活保護法\(昭和25年法律第144号\)](#)の規定に基づく保護を受けている者
 - (3) [中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律\(平成6年法律第30号\)](#)の規定に基づく支援給付を受けている者
 - (4) 後期高齢者医療被保険者([前条第3号](#)に規定する障害者を除く。)
 - (5) 医療費の負担の軽減を受けることを目的として市内に住所を有する者
 - (6) 身体障害者手帳交付者のうち障害等級が3級以上に該当する者、療育手帳交付者、精神障害者保健福祉手帳交付者及び国民年金別表該当者で、その者の前年の所得の額([特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令\(昭和50年政令第207号\)第4条](#)に規定する所得について[同令第8条第3項](#)において読み替えて準用する[同令第5条](#)に規定する計算方法により算定した額をいう。))が[同令第7条](#)に定める額を超えるもの又はその者の配偶者若しくはその者の[民法\(明治29年法律第89号\)第877条第1項](#)に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)でその者の生計を維持するものの前年の所得の額([特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条](#)に規定する所得について[同令第5条](#)に規定する計算方法により算定した額をいう。))が[同令第2条第2項](#)に定める額以上であるもの(出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除く。)
 - (7) 母子家庭の母及び父子家庭の父で、その者の前年の所得の額([児童扶養手当法施行令\(昭和36年政令第405号\)第3条](#)に規定する所得について[同令第4条](#)に規定する計算方法により算定した額をいう。以下同じ。))が[同令第2条の4第2項](#)に規定する児童扶養手当の支給の制限を手当の全部について行うときの額以上であるもの又はその者の扶養義務者でその者と生計を同じくするものの前年の所得の額が[同条第5項](#)に規定する額以上であるもの
 - (8) 母子家庭の子及び父子家庭の子で、その者の前年の所得の額が[児童扶養手当法施行令第2条の4第5項](#)に規定する額以上であるもの
 - (9) 父母のない児童で、その者若しくはその者の養育者の前年の所得の額が[児童扶養手当法施行令第2条の4第4項](#)に規定する額以上であるもの又はその者の養育者の配偶者若しくはその者の養育者の扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が[同条第5項](#)に規定する額以上であるもの
- (受給者証の交付)

第 4 条 支給対象者が給付金の支給を受けようとするときは、あらかじめ市長に受給者証の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、支給対象者の要件を審査のうえ、要件を満たす者については受給資格を登録のうえ受給者証を交付する。

(受給者資格の得喪)

第 5 条 支給対象者が給付金の受給者資格を取得する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 支給対象者の要件を具備したとき 当該要件を具備した日の属する月の初日

(2) 出生若しくは転入したとき又は他の法令等に基づき療養の給付等を受けていた者が新たに支給対象者となったとき 当該事実の発生した日

2 支給対象者が給付金の受給者資格を喪失する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 支給対象者の要件に該当しなくなったとき 当該要件に該当しなくなった日の属する月の翌月の初日

(2) 死亡又は転出したとき 当該事実の発生した日の翌日

(3) 他の法令等に基づき療養の給付等を受けることとなったとき 当該事実が発生した日

3 前 2 項の規定にかかわらず、給付金の支給に関し他の市町村との間で調整が必要となるときの取扱いについては、別に定める。

(給付金の支給額)

第 6 条 市長は、支給対象者が医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく給付の対象となる療養の給付等(精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が 3 級に該当するものの入院に係る療養の給付等を除く。)を受けたときに、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき算定した費用額から次に掲げる額を控除した額を給付金として支給する。

(1) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき、保険者、共済組合又は後期高齢者医療広域連合(高齢者医療確保法第 48 条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。)が負担する額

(2) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく入院時の食事療養費及び生活療養費に係る標準負担額

(3) 医療保険各法(国民健康保険法を除く。以下この号において同じ。)の被保険者等に係るものにあつては、医療保険各法の規定に基づき、保険者又は共済組合が規約、定款、運営規則等に医療保険各法に規定する保険給付にあわせてこれに準ずる給付を行う旨の定めをしているときは、現に給付を受けるか否かにかかわらず、その規定に基づき給付を受けることのできる額

- (4) 国民健康保険法の被保険者等に係るものにあつては、同法第43条又は第58条第2項の規定による条例又は規約の定めるところにより、一部負担金の割合が減ぜられ、又はその他の保険給付(疾病及び負傷の療養に係るものに限る。)を受けることができるときは、これらに相当する額
- (5) 高齢者医療確保法の後期高齢者医療被保険者に係るものにあつては、高齢者医療確保法第86条第2項の規定による後期高齢者医療広域連合の条例の定めるところにより、その他の後期高齢者医療給付(疾病及び負傷の療養に係るものに限る。)を受けることができるときは、これらに相当する額
- (6) 他の法令等に基づき、国又は地方公共団体の負担において、医療に関する給付を受けることができるときは、その額
- (7) 別に定める医療費貸付制度を利用して療養の給付等を受けたときを除き、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養の給付等に要する費用の請求のために保険医療機関等又は被保険者等が作成した診療報酬明細書等ごとに別に定める額
(受給者証の提示)

第7条 支給対象者は、協力医療機関等で療養の給付等を受けようとするときは、その都度医療保険各法に規定する被保険者等及び後期高齢者医療被保険者であることを証する書面(以下「被保険者証等」という。)とともに受給者証を提示しなければならない。

(支給の申請)

第8条 支給対象者は、給付金の支給を受けようとするときは、給付金支給申請書により市長に申請をしなければならない。

2 前項の場合において、支給対象者が前条の規定より協力医療機関等で被保険者証とともに受給者証を提示して療養の給付等を受けたときは、当該協力医療機関等から提供される情報に基づき国保連から市長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、支給対象者から市長に支給申請があつたものとみなす。

3 支給対象者は、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき、被保険者等又は後期高齢者医療被保険者が療養の給付等を受けたときに保険医療機関等で支払うこととされている一部負担金等を支払った後でなければ、第1項の申請をすることができない。

(支給の決定等)

第9条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、その内容を審査して給付金の支給の可否を決定し、その決定した内容について当該申請をした者に通知をするものとする。

(支給申請の期限)

第10条 第8条第1項の申請は、支給対象者が療養の給付等を受けた日(保険医療機関等からの同条第3項の一部負担金等の請求が遅延したときは、当該請求のあつた日及び災害その他やむを得ない理由があつたときは、当該やむを得ない理由がやんだ日)の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過したときは、これをするすることができない。

(損害賠償との調整)

第 11 条 市長は、支給対象者の疾病又は負傷が第三者の行為によってなされ、当該第三者から疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した給付金を返還させることができる。

(不当利得の返還)

第 12 条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金を受給した者があるときは、その者に既に支給した給付金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

(受給者資格登録等の停止)

第 13 条 市長は、別に定める医療費貸付制度の対象者として認定した支給対象者が、医療費貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該支給対象者の受給者資格登録及び給付金の支給を停止することができる。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の東部町医療費特別給付金条例(昭和 47 年東部町条例第 40 号)又は北御牧村福祉医療費の支給に関する条例(平成 15 年北御牧村条例第 6 号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成 16 年度に限り、第 2 条第 6 号エ中「市民税」とあるのは、「町村民税」と読み替えて適用する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日条例第 10 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 29 日条例第 12 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の東御市福祉医療費給付金条例の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後に行われる療養の給付等について適用し、平成 18 年 3 月 31 日までに行われた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日条例第 12 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の東御市福祉医療費給付金条例の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後に行われる療養の給付等について適用し、平成 19 年 3 月 31 日までに行われた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 25 日条例第 16 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

(特定施設に入所する障害者に関する規定の適用)

- 2 第 2 条の規定による改正後の東御市福祉医療費給付金条例第 3 条の規定は、平成 20 年 8 月 1 日以降に行われる療養の給付等から適用する。

(経過措置)

- 3 平成 20 年 3 月 31 日において現に第 1 条の規定による改正前の東御市福祉医療費給付金条例(以下「旧条例」という。)第 2 条第 1 号の老人に該当し、かつ、平成 20 年 4 月 1 日以後も引続き旧条例第 2 条第 1 号の老人に該当している者については、旧条例の規定はなお効力を有する。この場合において、旧条例第 6 条第 6 号中「老人保健法」とあるのは「健康保険法第 74 条第 1 項第 2 号、同法第 110 条第 2 項第 1 号のハ及び健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 42 条第 3 項第 3 号又は第 5 項第 3 号」とする。

附 則(平成 20 年 6 月 27 日条例第 29 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定による改正後の東御市福祉医療費給付金条例の規定は、平成 20 年 8 月 1 日以後に行われる療養の給付等から適用し、同日前に行われた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 24 日条例第 5 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の東御市福祉医療費給付金条例の規定は、平成 21 年 4 月 1 日以後に行われる療養の給付等から適用し、同日前に行われた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月 24 日条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東御市福祉医療費給付金条例の規定は、平成 22 年 4 月 1 日以後に行われる療養の給付等について適用し、同日前に行われた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 23 日条例第 8 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東御市福祉医療費給付金条例の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後に行われる療養の給付等について適用し、同日前に行われた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 26 日条例第 5 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東御市福祉医療費給付金条例の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後に行われる療養の給付等について適用し、同日前に行われた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日条例第 8 号)抄

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 26 日条例第 24 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東御市福祉医療費給付金条例の規定は、平成 26 年 10 月 1 日以後に行われる療養の給付等について適用し、同日前に行われた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東御市福祉医療費給付金条例の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以降に行われる療養の給付等について適用し、同日前に行われた療養の給付等については、なお従前の例による。